

公正取引委員会事務総局  
経済取引局取引部取引企画課相談指導室  
知的財産ガイドライン一部改正担当 御中

平成27年8月4日

東京理科大学専門職大学院嘱託教授  
藤野仁三(ふじのじんぞう)

## 一部改正案に対する意見

本意見書は、『知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針』の一部改正(案)に対する意見募集について」と題して公正取引委員会より提示された事項に対して意見を述べるものである。意見書では、知的財産及び標準化の関係者間で汎用される用語や略語等については、とくに定義をせずに使用する。

### <結論>

改正案は、FRAND 条件でライセンスを許諾する意思を有する者(以下「ライセンサー」と表記する)が FRAND 条件でライセンスを受ける意思を有する者(以下「ライセンシー」と表記する)に対して、ライセンスを拒絶または差止訴訟を提起することは独占禁止法違反となる可能性があることを明らかにしている。しかし、改正案によれば、「ライセンサー」と「ライセンシー」では適用する認定基準が異なっており、「ライセンサー」に不公平な規定となっている。それは、FRAND 条件でのライセンス許諾を促進する効果よりも、FRAND 宣言そのものを躊躇させる懸念があり、見直しすべきである。以下にその理由を述べる。

### <理由>

#### 1. ライセンス拒絶

改正案は、ライセンス拒絶が事業活動の排除行為となる旨を規定する。しかし、ライセンス実務の観点から言えば、「ライセンサー」がライセンス交渉に入る前に一方的にライセンスを拒絶することは少なく、当事者間でライセンスのための何らかの接触がなされているのが普通である。<sup>1</sup> 問題はその接触の実質性と誠実性である。必須特許関連の裁判でその点が争われている。<sup>2</sup>

当事者間の接触のプロセスのどの時点でライセンス拒絶があったと判定するのか、その疑問に対しては今回の改正案は何ら示唆を与えていない。一般的には契約の不成立が明らかになった

<sup>1</sup> 電気通信や情報通信の分野では、事業者はグローバル展開している企業がほとんどであり、そのような企業にとっては、FRAND 宣言した必須特許のライセンス許諾を外形的に拒絶し、FRAND 宣言を撤回することの法的リスクは自明である。

<sup>2</sup> 裁判で交渉の実質性について言及しているのが、「Huawei v. ZTE 事件」における EU 司法裁判所の先決裁定(2015年7月16日)であり、誠実交渉義務や濫用という民法の観点から実質性に言及したのが「アップル対サムスン事件」における東京地裁判決(2013年8月31日)である。

時点と考えるのが普通であろう。そうであるならば、契約が不成立の段階で「ライセンサー」は排除行為を行ったと見なされるのに対して、「ライセンシー」は裁判所に救済を申し立てることによってライセンスを受ける意思を持つ者としての地位を継続できることになる。

つまり、契約の不成立の時点で「ライセンサー」が違法とされるのに対し、「ライセンシー」は個別の状況を勘案してそのライセンス意思の有無が判断されることになる。これは、「ライセンサー」には当然違法のアプローチを適用し、「ライセンシー」には合理の原則のアプローチを適用して判断することを意味する。同一の必須特許をめぐる違法性の判断基準が、「ライセンサー」と「ライセンシー」によって使い分けられることになり、適切とは言えない。少なくとも同一の判断基準によるべきである。

## 2. FRAND 宣言離れの懸念

改正案の狙いは、「ライセンサー」に対して、FRAND 条件でライセンス許諾させる法律上のインセンティブを与えることにあると思われるが、必須特許を所有する企業にとって、それはライセンス許諾を義務付けられているのと同じ心理的効果をもつ。その義務は、自らの FRAND 宣言に起因するものであるため、企業は、結果として、FRAND 宣言することを躊躇することになるであろう。<sup>3</sup>

これは、国際標準化の促進を重視する我が国にとっては、きわめて重大な問題である。FRAND 宣言を促すことは、規格の円滑な普及に貢献し、イノベーションを促進させると考えられている。<sup>4</sup> そのため、企業の FRAND 宣言を促進し、当事者に誠実な交渉に臨ませるような効果をもつガイドラインが望まれているのである。

企業にFRAND宣言離れを促すことが予測されるような内容であってはならない。

## 3. 実質性に基づく判断

ライセンス交渉は、当事者間の相対での接触である。企業のカルチャー、交渉スタイル、ライセンスへの関心の強弱など、さまざまな要因によってその内容や密度が異なる。そのような対象について「ライセンスの拒絶」という結果論で違法性を判断するのは適切ではない。

当事者のライセンス契約成約のためのコミットメントの実質性、そして誠実義務などを個別の事案毎に認定すべきであろう。<sup>5</sup>

以上

---

<sup>3</sup> これまでの FRAND 宣言絡みの事案を見るかぎり、企業は FRAND 宣言を広報的な位置づけあるいは事業戦略の一環としての意義を優先しているように思われる。その宣言が法律的な拘束力と義務を生むという認識は、必ずしも共有されていないのが現状である。

<sup>4</sup> わが国の「知的財産推進計画」では国際標準化の推進が毎年重要施策の一つとなっている。

<sup>5</sup> 前出の「Huawei v. ZTE 事件」で EU 司法裁判所は、ライセンス交渉へのコミットメントの評価項目として、ライセンサーの申し入れの内容、ライセンシーの対案の内容、対応の迅速性などを上げている。